

大学院工学研究科博士後期課程環境開発工学専攻 における学位審査に関する申し合わせ

(目的)

第1条 本申し合わせは、大学院設置基準（平成18年3月31日改定，文科令11）第14条の2に定める学修の成果に係る評価ならびに修了の認定にあたり、客観性及び厳格性を確保するための基準を定める。ここで定める基準は、博士学位論文の審査に必要な最低限の基準とし、博士学位論文の水準向上を図るために更なる努力を怠ってはならない。

(評価基準)

第2条 審査対象とする博士学位論文は、理論的または実証的な研究・技術成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであって、独創性があり、研究として完結していなければならない。具体的には、次の基準に基づいて評価を行う。

- 1) 内容が都市基盤の構築・再生、都市環境の創生・保全、自然災害に強い都市構造の形成および循環型社会の実現に関するものであること。もしくは環境デザインに関するものであること。
- 2) 問題意識が明確で、課題設定が適切であり、既往研究との関連性が明確であること。
- 3) 内容が公知、既発表または既知のことから容易に導きうるものではないこと。
- 4) 研究内容・成果に新規性、有用性、応用性、または、発展性などが認められ、価値があること。
- 5) 研究の目的、実施内容、結果が明瞭で論理展開が一貫していること。
- 6) 内容、論拠とするデータ等に重大な誤りがなく、信頼度の高いものであること。
- 7) 全体の構成や参考文献の引用が適切で、論文としての体裁が整い、完成度が高いものであること。
- 8) 共同で研究したものの一部を論文として提出する場合は、その論文内容に関して主たる研究者であること。

(学位取得の要件)

審査の申請者及び審査対象とする博士学位論文の内容については、「大学院工学研究科博士後期課程学位論文の審査の方法および手続きに関する内規」の該当基準を満たしていること。

附則

この申し合わせは、平成30年度入学生から適用し、平成30年4月1日から施行する。